

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：八王子市

代表者：八王子市長 黒須 隆一

所在地：八王子市元本郷町三丁目24番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業

種 類：廃棄物処理施設の設置

3. 対象事業の内容の概略

3.1 内容の概略

本事業は、東京都八王子市戸吹町において、一般廃棄物の最終処分場を建設するものである。

なお、本事業において埋立処分する一般廃棄物は、計画地に隣接する八王子市戸吹不燃物処理センター（旧名称：八王子市戸吹破碎処理センター）で破碎選別された、プラスチック・ガラス屑等の破碎不燃物である。

事業の概要は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 事業の概要

名 称		八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業	
位 置		東京都八王子市戸吹町1589番地ほか	
規 模	面 積	全体面積	約7.5 ha
		造成面積 (埋立地面積)	約4.1 ha (約2.4ha)
		残留緑地面積	約3.4 ha
	埋立容量 *1	約271,000 m ³	
埋立廃棄物の種類		破碎不燃物 *2	
工事期間	第1期	平成16年度～平成17年度	
	第2期	平成24年度～平成25年度	
廃棄物埋立処分	第1期	平成18年度～平成26年度	
	第2期	平成26年度～平成34年度	

注) *1：埋立容量は、廃棄物の埋立容量に覆土容量を含めた埋立柱の容量である。

*2：八王子市戸吹不燃物処理センターにおいて破碎選別された、プラスチック・ガラス屑等の一般廃棄物の破碎不燃物である。

6. 評価書案に対する意見の概要及び事業者の見解

評価書案について、都民からの意見書の提出及び公聴会における公述があった。なお、関係市長（八王子市長）からは、意見の提出はなかった。

意見等の件数の内訳は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 意見の件数

分 類	件 数
都 民 からの 意 見 書	7
公 聴 会 に お け る 公 述	6
関 係 市 長 か ら の 意 見	0
合 計	13

都民から提出された意見書及び公聴会における公述については、意見を項目別に分類して意見の概要を記載し、これに対する事業者の見解を述べる。

6.1 環境影響評価項目の選定

意見の概要

(1) 現在の八王子市のごみ回収のシステムを見ると、農薬の容器やさまざまな薬品の容器など、極めて人体に有害なものが入っていた容器等も特に別個に収集されているわけでもなく、不燃物として破碎、埋め立て処理が行われています。また、分別を怠ってまじってしまった乾電池や蛍光灯のたぐいも、残念ながら同様に処理されるシステムであります。また、廃棄物には環境ホルモンの疑いのあるフェタル酸エステルなどを含む添加剤や可塑剤がたくさん入った塩ビ製品やプラスチック類も大量にある。そこから溶出してくる化学物質の存在、そして、それらがまじり合って私たちの把握のできないところで新たな有害物質へと化学変化していくような可能性も十分にある。処分場のあり方は極めて慎重に検討していかなければならない課題だと思います。

このような中で、第二最終処分場建設事業に当たって市民が最も不安を抱いているのは、工事完了後、廃棄物の埋め立てが開始されてからの環境汚染だと思います。廃棄物に含まれる化学物質が、大気、水質、土壌等、あらゆる側面にいかなる影響を与えるのか、極めて慎重に環境影響評価し、安全性を議論し、対策をとっていく必要があると思います。しかし、本環境影響評価書案においては最も肝心な大気汚染、水質汚染、土壌汚染までもが、あっさりとして評価項目から外されています。遮水シートを用いた二重遮水構造により浸出水の外部への漏水を防止することから、計画地周辺の地下水の水質に影響を与えることはないとし、水質汚濁の項目を外していますし、また、工事の完了後において埋立廃棄物は遮水工により地盤及び地下水と遮断するため新たな土壌汚染は発生しないとし、土壌汚染の項目も外されています。

(2) 八王子市長は、2001年を環境元年として21世紀に持続可能な社会の構築を目指していくと述べています。八王子市では今年度中に環境基本条例が策定される予定で、現在、環境基本問題検討会が開かれているところです。また、本年7月には庁内の組織改正が行われ、清掃部と環境部、そして都市整備部の公園緑政課を統合して新たな環境部となりました。清掃行政と環境行政の合体は時代の趨勢と言えるでしょうが、とかくこれまで縦割りとなりがちだった環境行政と清掃行政が同じ部署となったことの意義は大きいと思います。まさにこの大きな事業である戸吹第二最終処分場の建設についても、真剣に環境に配慮して下さるものと期待しています。

戸吹第二最終処分場の建設に関して、市民が最も不安を感じているのは、工事完了後、廃棄物の埋め立てが行われてからの環境汚染です。事業計画によると、埋め立てる廃棄物は八王子市内から排出された不燃ごみで、八王子市戸吹破碎処理センターにおいて破碎選別されたプラスチックやガラスくず等であるとしています。しかし、この中には当然薬品や殺虫剤の容器、電気製品の部品、分別されずに混入している電池などが含まれていることでしょう。杉並区の間処理施設では、ダイオキシンを初めさまざまな石油系の有機汚染化学物質が検出されていると言われていました。永久にそこに埋めておくことによる周辺への影響はないのか。説明会でも地域の方から環境汚染についての不安が多く出されました。

それにもかかわらず、この環境影響評価書案では、肝心の廃棄物埋立作業による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染が調査項目から外されています。市民にとって最も関心のある項目を外したことは、この環境影響評価書案に重大な不備があると言わざるを得ません。調査項目に入れ、きちんと影響評価をして、安全性を市民に示すべきです。

事業者の見解

(1)～(2)八王子市では、循環型社会の構築を目指し、市民の皆様へのごみ分別をお願いしているところです。今後、市民の皆様のご協力のもと、より一層の分別収集を推進し、埋立物の減量を図っていきます。八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業では、戸吹不燃物処理センターで破碎選別処理を行い、リサイクルが可能な有価物を再利用し、ごみの減量化を図ったうえで、最終的に埋立処分せざるを得ない破碎不燃物の埋立を行います。

また、本事業においては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令[※]」に基づき、しゃ水シートを二重に敷設する二重しゃ水シート構造を基本とし、さらに、しゃ水工基盤の下地にしゃ水性を持たせたベントナイト混合土を敷設することや、しゃ水シートの保護材には厚さや強度を付加してしゃ水の信頼性を高め、安全性に十分配慮した複合しゃ水構造とする計画としています。なお、本事業で発生する浸出水は、既存の浸出水処理施設に送水し、下水の排除基準以下に処理した後に、公共下水道に放流する計画としています。

これにより、本事業における埋立廃棄物及び浸出水は、周辺地盤や地下水と遮断されることから、水質汚濁や土壌汚染の影響が生じることはないと考えています。また、図に示すように、廃棄物の埋立を行った即日の覆土も徹底することから、埋立作業中における大気汚染の影響が生じることはないと考えています。

以上により、土壌汚染については環境影響評価項目として選定しておらず、また、廃棄物の埋立に伴う大気汚染、及び水質汚濁については予測・評価の対象としていません。

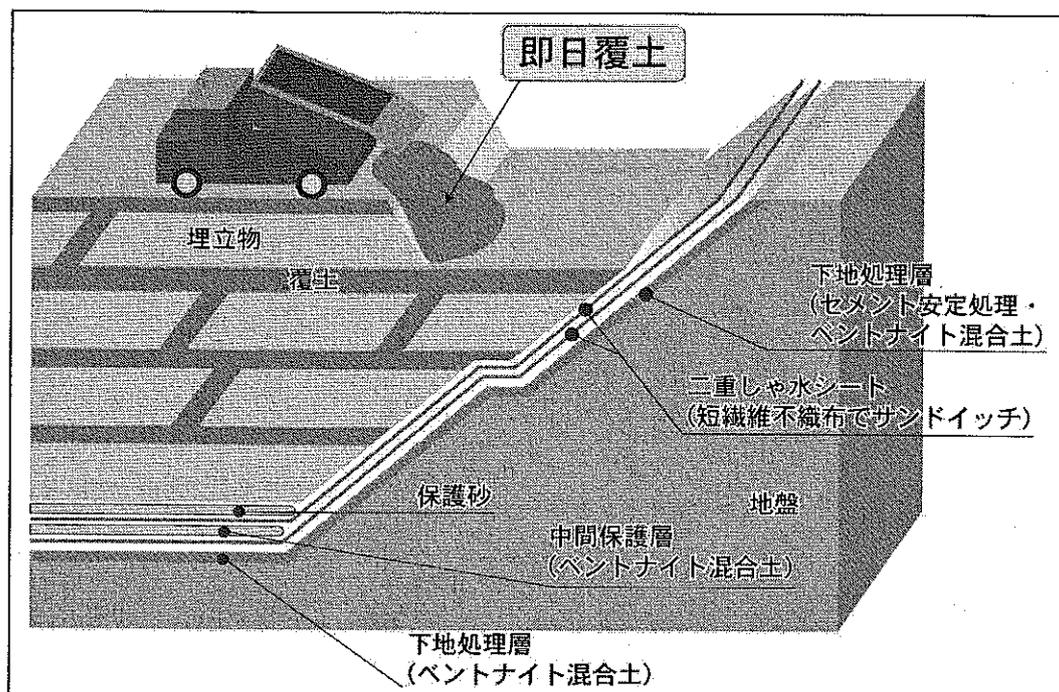


図 覆土模式図

※ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令
：昭和52年 総理府・厚生省令第一号、改正 平成12年 総理府・厚生省令第三号

6.2 騒音

意見の概要

(1) 残土運搬車両台数が1日89台となっていますが、車は必ず帰ってくるわけですから、実際に通過台数としたら2倍の1日当たり178台とすべきだと思う。

(2) 騒音については、速度はもちろんですが、隊列を組まないとか、そういった配慮も、約束も欲しいと思います。現在でも滝山街道は、R411が今でも渋滞していますから、さらに車がふえることについての配慮が欲しいと思います。

6.3 水質汚濁

意見の概要

(1) 19ページでは「埋立地で発生した浸出水は、浸出水集排水管で集水し、既存の浸出水処理施設で下水基準以下にして公共下水道に放流する」というふうに述べておりますが、河川の底質調査結果を見ますと、非常に高い値でさまざまな毒物が出ているということがわかりまして、これが公共下水道を通過して果たしてすべて基準以下にできるものか、汚染をただ拡大するだけではないかとの疑いを持ちました。

河川の底質調査結果の表を見ますと、水質汚濁の項目で大棚川、谷地川の調査について8地点で大幅に検出限界を超えています。強熱減量、COD、鉛、砒素、六価クロム、PCB、総水銀、カドミウムなど、さまざまな毒物が、非常に大きな値で出ております。これについての環境基準が現在底質についてありませんので、せめて日の出町平井川とか、ほかの秋川とか多摩川などの比較を載せて、この数字が一体どういう意味をもっているのかということを知りやすく示すべきではないかと思えます。この8項目以外は検出限界以下だというだけの記述しかない。

底質の泥というのは、大雨が降りますと、またダーンと流れて下流に行つて、また地下水へも浸透していく。やがて、たまっているこのいろいろな毒物は環境中に放出されていく。

資料編の28ページ、浸出水処理水の調査結果を見ますと、アルキル水銀が検出されないことが規制基準になっているにもかかわらず、0.0005mg/lで出ています。

地下水の水質調査結果を見ますと、観測井戸のDで平成12年2月8日調査で、鉛、環境基準値以上が出ております。それから、CとDの観測井戸では、ほとんどの項目が不検出となっていますが、これは湧水時期を選んで調査しているものです。平成12年の2月8日、真冬の湧水時期で不検出といっても、それは決して安全なことにはなりません。ほかの井戸はすべて8月の雨量の多い時期に調査しています。それでも、なお全シアンについてはすべての井戸で検出されております。これと河川の底質の異常な汚染との関係を明らかにしてほしいと思えます。

事業者の見解

(1) 1日当たりの残土搬出台数は、残土の総搬出量(54,000m³)を6ヶ月間の搬出期間における稼働日数(108日)と、ダンプトラック1台当たりの積載可能残土量(5.6m³/台)で除することにより、89台/日と算定しました。評価書案では、この残土搬出台数を記載しています。

なお、道路沿道の大気汚染・騒音・振動については、その倍数である178台/日(往復の通過台数)を予測条件として設定し、予測を行っています。

(2) 残土運搬車両からの騒音に対しては、工事の工程管理及び残土搬出の管理を徹底して、運行台数、運行時間を遵守します。また、朝夕の混雑時の走行を努めて避け、過積載を防止し、走行速度を遵守するよう、運転手への指導を徹底します。

さらに、残土運搬車両が連続して隊列を組むことなどが無いよう配慮します。

事業者の見解

(1) 河川底質調査結果、地下水の水質調査結果や資料編の浸出水処理水の水質調査結果などの表において、例えば、「<0.001」と示しているのは、「定量下限値(測定機器の精度上の測定限界値)である0.001未満」であり、検出されなかったことを示しています。したがって、資料編のアルキル水銀について「<0.0005」と示しているのは、「定量下限値である0.0005未満」であり、検出されなかったことを示しています。また、地下水の水質調査結果において、計画地下流側の2箇所の観測井戸については湯水時期を選んで調査したわけではなく、平成9年度の夏季に調査したその他の地点でも、殆どの項目が「不検出(検出されなかったこと)」でした。全シアンについても、すべての地点で「不検出」であったことを示しています。

なお、評価書においては、誤解がないように記載方法を統一し、定量下限値未満の結果はすべて「不検出」と記載します。

また、河川底質調査結果を他の河川での底質調査結果と比較するため、平井川及び秋川における東京都の調査データを収集整理しました。下表に示すとおり、大堀川の最下流部の調査地点No.6や谷地川の調査地点No.8の調査結果は、平井川や秋川での既存調査データと概ね同様な結果であり、平成10年度に東京都が調査を行った河川底質の平均値を概ね下回っています。さらに、河川は、その河川の存在する土地の特性等によって、自然界の要因に起因する底質のばらつきもあることなども考慮すると、大堀川及び谷地川の底質は異常な状況ではないと考えられます。

表 他河川との底質調査結果の比較

項目	地点	評価書案		既存資料		
		大堀川 No.6	谷地川 No.8	平井川 多西橋	秋川 東秋川橋	都平均 (10年度)
強熱減量	%	2.6~4.6	2.1~4.3	1.8~2.0	1.5~1.7	6.2
COD	mg/g	2.2~3.1	1.2~2.4	1.0~2.6	0.2~0.7	17.1
鉛	mg/kg	17.8~47.7	9.0~14.7	7.2~37.2	8.6~9.5	44
砒素	mg/kg	3.1~4.0	2.9	1.7~2.9	0.3~3.0	9.4
六価クロム	mg/kg	不検出~4.0	不検出	不検出	不検出	-
PCB	mg/kg	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
総水銀	mg/kg	0.044~0.054	0.038~0.055	0.04~0.05	0.05~0.07	0.28
カドミウム	mg/kg	1.0~2.5	0.2~0.8	0.07~0.1	不検出~0.06	1.04

注) 既存資料の調査結果は、平成8年度から10年度の調査結果を記載した。

資料: 平成8~10年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果(東京都)

平成10年度 公共用水域の水質測定結果(総括編)(東京都)

意見の概要

(2) 隣接地の埋め終わった八王子市戸吹最終処分場が地下に影響を与えているか否かを何故調べないのか？

周知の通り、建設予定地と隣接して八王子市の御用済みとなった最終処分場があり、しかも運転間もなくシート切れの事故を起し、修理（水モレ止め）をしようとゴミを掘り起し水モレヶ所を修復しようと努力はしたのだが、いかにしても大きなスリパチ状の穴となり出水も多く、二次災害が出ては大変なので作業を中止してまた埋め戻してしまい、上には水が浸透しないように良質な土砂でカバーしただけである。

最近の地下集水管から出てくる地下水も、EC等を見ると浸出水と同じ様な値となっています。今回のアセスはそのような場所の隣接地を調査したのだから、影響が及んでいるか否かを調べるための項目が無いという事は、どう考えても理解出来ない。10本以上もボーリングをし（大変なお金をかけて）たのだから、せめてEC、Cl⁻、Na⁺、K⁺等、浸出水中に多量にある物質の項目だけでも水質調査を再度すべきである。

また、第二最終処分場を作ったと仮定し、シート切れが起こらないという保障もなく、起きても完全に止められるという保障もありません。後々の地下の変化の対象データとしても、着手前のデータは重要です。そのためにも、都の方からも強く八王子市に指導に入ってほしい。

(3) 地下水の水質調査結果の所で、一般項目、その他の項目がなぜ無いのか。大柵川の沿線の井戸水（地下水）特に表中のNO. 3の井戸などはECも高く分析してみるとCl⁻、Na⁺、K⁺等他の地域とは比べものに成らぬ程多い。水位の下がる時期にはEC1000~2000 μ s/cm、Cl⁻などは水道水の基準にある200mg/lを越す事が年に何回か有る。やはり全部オープンにすべきである。（一般項目その他の項目も併せて）

(4) 調査項目が不足している。御前石のアセスで、河川の水質でいきますと八王子の方が16項目も少ない。地下水の水質でいくと、25項目ぐらい少ないです。何かちょっとおかしいと思うんです。

地下水の調査項目で電気伝導度を入れていない。大柵川沿線の数本の井戸のうち、特にナンバー3の井戸では、平成10年の市の調査で、1月、2月、これは1,300マイクロジーメンズとか1,400マイクロジーメンズとか、とにかく普通のもう10倍以上の数値になっている。それと、既存の処分場と地下水のすごい伝導度との因果関係です。大柵川に現在は500マイクロから5,000マイクロジーメンズぐらいのすごいレベルの伝導度を持った水が恒常的に流れている。その辺の周辺の井戸は手掘りの井戸ですから、川底とほぼ同じぐらいであり、日照りがうんと続いたときとか冬の渇水期は井戸水が下がる。そうすると、どうしても川の方からの影響を受ける。

第二処分場をつくったと仮定して、今までの処理水を全部下水に落としたとします。そうすると、大柵川の問題のある井戸も、この辺の平均値のレベルに戻るはずですが。そのようなときに、比較の対象資料としては、やはり現時点のをとっておかないとわかりませんよね。評価書はきちんとした公文書になるのだから、これをして残しておいていただきたい。

それと、井戸水の調査項目に塩素とかナトリウム、蒸発残留物も非常に多いから、そういうものも入れるべきだと思う。

事業者の見解

(2)～(4) 本事業においては、安全性に十分配慮した複合しゃ水構造を採用することにより、埋立廃棄物は周辺地盤や地下水と遮断され、廃棄物の埋立に伴い発生する浸出水は、既存浸出水処理施設で適切に処理した後に公共下水道に放流します。したがって、浸出水の漏水による地下水汚染は生じないものと考えています。

万一の漏水に対しては、漏水検知システムを採用するとともに、地下水観測井戸及び地下水集排水管の流末に水質監視ピットを設けて地下水を定期的に採取・分析し、汚濁物質の混入がないかを監視します。これらのモニタリング調査においては、電気伝導度や塩素イオン濃度などについても調査していきたいと考えています。

八王子市戸吹最終処分場の事故に関しては、事故調査委員会で調査・検討が行われ、その対策として、現在、地下水も浸出水と合せて既存浸出水処理施設で適切に処理しています。また、既存浸出水処理施設からの放流水や、戸吹最終処分場の下流側7箇所の民家井戸に対し、定期的に電気伝導度や塩素イオン濃度などの調査を行い、その結果は、地元町会代表と八王子市で構成されている八王子市戸吹最終処分場等清掃事業施設対策協議会（以下、対策協議会という。）に示しています。

現状の民家井戸（7箇所）での電気伝導度及び塩素イオン濃度の調査結果は下表に示すとおりであり、際だって高い結果は出ていません。

八王子市戸吹最終処分場や八王子市戸吹清掃工場などの既存清掃施設（以下、既存清掃施設という。）による環境影響については、今後とも対策協議会において、引き続き協議していきたいと考えています。

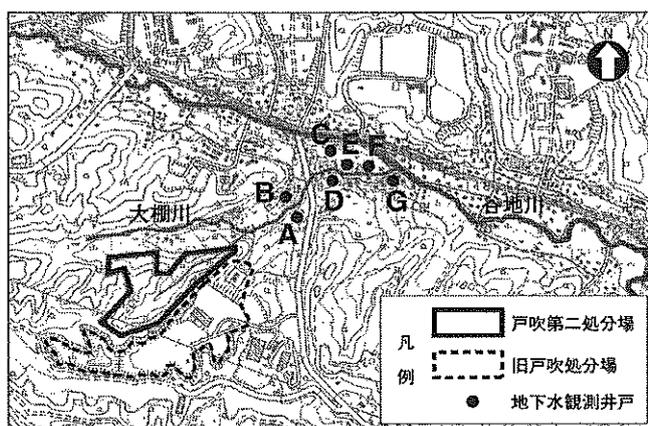


図 民家井戸の位置

表 平成11年度 各井戸水の水質測定結果（対策協議会提示データ）

①電気伝導度 単位：mS/m

採取場所	採取日	4/21	5/25	6/23	7/28	8/23	9/29	10/27	11/16	12/21	1/19	2/23	3/23
A井戸		13	14	15	14	14	14	14	*	*	*	*	*
B井戸		12	11	12	12	17	13	14	11	*	*	*	12
C井戸		19	19	21	19	17	18	19	17	19	18	26	31
D井戸		47	39	46	37	27	32	52	49	110	86	*	83
E井戸		18	18	19	18	16	17	10	16	20	19	*	22
F井戸		26	25	26	33	23	27	29	28	29	30	35	35
G井戸		24	21	41	18	11	14	30	28	47	56	58	55

②塩素イオン濃度 単位：mg/l

採取場所	採取日	4/21	5/25	6/23	7/28	8/23	9/29	10/27	11/16	12/21	1/19	2/23	3/23
A井戸		7	8	8	9	8	9	10	*	*	*	*	*
B井戸		10	10	8	10	14	11	11	10	*	*	*	9
C井戸		17	13	17	11	11	10	12	10	10	22	38	52
D井戸		74	58	72	36	23	28	100	93	270	180	*	190
E井戸		13	12	12	9	10	9	10	9	10	14	*	24
F井戸		21	18	22	23	14	18	25	26	29	15	28	26
G井戸		41	30	79	21	13	16	53	42	98	120	130	150

注) *：凍結防止策が施されていたため、採取不可能であった。

意見の概要

(5) 河川水質の測定方法について、降雨時と無降雨時における測定項目が異なる理由について、説明して下さい。

無降雨時の測定項目に以下の項目がありませんので、記載して下さい。

フェノール類、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、リン酸態リン、塩素イオン、電気伝導率、陰イオン界面活性剤、全鉄含有量

(6) 降雨時の河川の水質調査では、平成11年3月15日降雨量の多かったときに、ナンバー4地点で大変恐ろしい現象が起きております。「一時的に濁水が流出していた影響がある」と書かれていますが、このときの雨の量はどの程度の雨だったのでしょうか。しょっちゅうある雨だったのでしょうか。そうすると、これらの値は時々出ているということ、たまたま調査した日その日だったということだったのではないのでしょうか。そして、274ページの詳細な調査結果を見ますと、電気伝導度が平成11年3月15日の14時40分で5,040も出ております。無降雨時のように、はっきりとした健康項目についての表が出ておりません。載せなかった理由には、不都合な数字があったとしか思われません。その理由があるなら、ぜひ知りたい。

(7) 降雨時河川水質調査結果について、測定地点NO. 4の雨水調整池放流直下地点以降の電気伝導率が特出して高いのは、調整池からの影響が考えられます。調整池の水質と底質についても調査のうえ記載して下さい。

事業者の見解

(5) 本事業の工事中においては、無降雨時に影響が生じることはありませんが、地形の改変による表土の露出があるため、降雨時には濁水の発生が考えられます。したがって、降雨時の河川水質の調査は、工事中における濁水（SS）の影響を予測・評価するにあたり必要とする項目について調査しました。また、無降雨時については予測・評価は行いませんが、現状の河川水質の程度を把握するため、調査実施時点において水質汚濁に係る環境基準が設定されていた項目を対象に調査しました。

なお、廃棄物の埋立に伴って発生する浸出水は、既存浸出水処理施設において適切に処理した後に公共下水道に放流することから、降雨時及び無降雨時のいずれも、浸出水による影響が生じることはありません。また、埋立部分周辺の樹林地等に降った雨は、埋立部分の周囲に設置する外周水路で集水し、浸出水とは別系統で雨水調整池を経由して大棚川に放流することから、水質汚濁の影響はありません。

（8ページの図3.2-5参照）

(6) ~ (7) 八王子市戸吹最終処分場では、浸出水及び地下水は、既存浸出水処理施設で適切に処理した後大棚川に放流しています。また、雨水は、雨水排水路などにより、浸出水とは別系統で雨水調整池を経て、大棚川に放流しています。調査を行った平成11年の時点では、埋立を終了した戸吹最終処分場の最終覆土を行っていた最中であり、雨水の表面排水の一部が濁水として一時的に流出しやすい状態にあったと考えています。現時点では最終覆土が完了し、表面排水等の基盤整備も完了しているため、濁水の発生は大きく改善されています。

本事業の実施にあたっては、工事中においては、雨水調整池及び仮設沈砂池を設置して、降雨時に流出する濁水のSS濃度の低下を図り、降雨量に応じて無機系中性凝集沈殿剤を注入して、SS濃度を水質汚濁に係る環境基準値（25mg/l）以下に低下させて放流するよう努めることなどから、濁水の影響が生じることはありません。また、種子吹き付けなどによる緑化の推進により土砂流出の防止を図り、裸地部は長期間露出しないよう早期養生に努めることなどから、供用後についても濁水が流出することはありません。

意見の概要

(8) 平成11年3月15日の降雨時における河川水質測定地点ナンバー4の電気伝導度5,040マイクロジーメンズ/cmは放置してはいけない値です。その原因と対策についての説明が何もなされていません。谷戸沢処分場で地下水の汚水漏れを認める原因となった塩素イオン濃度について一言も記載されていないことにも大きな疑念を感じます。

大棚川への八王子市戸吹最終処分場の雨水調整池放流地点直下のナンバー4地点から、それに続くナンバー5、ナンバー6の地点において、電気伝導度が異常な高さを示しています。かんきょう八王子2000を見ると、全国河川水質ワースト5の南浅川の横川橋でさえ電気伝導度は51.0ですが、大棚川では降雨時においては最もよくてナンバー5地点の平成9年7月11日、1時の82.8、一番悪いのはナンバー4地点の平成11年3月15日、14時40分の5,040です。無降雨時でも測定値に大変な幅があるものの、最悪でナンバー4地点で594.0、ナンバー5地点で512.0、ナンバー6地点で385.0となっています。この環境影響評価書案には、一貫して塩素イオン濃度についての調査がなされていませんが、谷戸沢処分場の地下水汚染漏れを認める原因となった塩素イオン濃度は103ppmでした。また、平成9年に環境影響評価が行われた西秋川衛生組合第二御前石最終処分場の公共用水域の水質調査の最高値は、塩素イオン濃度740mg/lで、電気伝導率が260ミリジーメンズ/mでした。一概には言えないかもしれませんが、それらのことから見ても、本計画の調査結果は異常な数値と言えるのではないのでしょうか。ナンバー4地点では、雨水調整池放流直下です。この調整池は現在浸出水の三次処理したものを入れて放流されています。つまり処理水に原因がある可能性もあります。

異常に高い電気伝導度の原因を究明するため、雨水調整池と浸出水処理水水質の電気伝導度、塩素イオン濃度と含有金属イオンなどについて調査してください。

(9) データの中で計測値がきわめて不自然な数値、ポイントがある。273P表7.5-11 (I) 降雨時河川水質調査の所だが、調査地点1での第1回目の調査で、平成9年7月10日と平成9年7月11日の両日に渡って5.7 μ s/cm~6.3 μ s/cmの水が流れているが、上流には人家もなく田ももう何年と作ってはなく上流は沢、その奥は山、故に人為的な影響を受ける要素もなく、蒸留水同様の水が2日間も流れ続けるとは常識的、物理的に考えられない。また2回目の平成11年2月24日の調査時には、640 μ s/cm、470 μ s/cmと高低時の変化の比が100倍とは、単に単位のまちがいは考えられない。第一処分場と何か関連があるのではないか？いずれにしても再調査が必要である。

事業者の見解

(8) 本事業で発生する浸出水は、既存の浸出水処理施設で処理しますが、八王子市戸吹最終処分場から発生する浸出水処理水の水質調査結果（平成10年度及び11年度）は、いずれの項目についても、東京都環境確保条例に基づく排水規制基準値や下水の排除基準値に比べ非常に低い値となっており、既存浸出水処理施設の処理能力で十分に対応できると考えています。（33ページ参照）さらに、本事業の供用時には、現在大瀬川に放流している処理水の放流先を下水道とすることとしています。

また、本事業の供用後のモニタリング調査においては、電気伝導度や塩素イオン濃度などについても調査を行い、万一の漏水を監視していきます。

なお、既存浸出水処理施設からの放流水や、戸吹最終処分場の下流側7箇所の民家井戸については、定期的に電気伝導度や塩素イオン濃度などの調査を行っており、その結果は対策協議会に示しています。（27ページ参照）

(9) 電気伝導度の調査結果については、平成9年の調査結果データに単位の変換間違いがあり、記載時の確認が不十分でした。下の正誤表に示すとおり、調査地点1の正しい調査結果は $57\mu\text{S}/\text{cm}$ ～ $63\mu\text{S}/\text{cm}$ となります。評価書においては、日本工業規格（JIS）に基づく電気伝導度の単位である mS/m に統一して、調査結果を記載します。

調査地点1では、平成9年の調査結果と平成11年の電気伝導度の調査結果に違いがありますが、両調査日は降水量や雨の強さなどに違いがあり（平成9年の調査時は日雨量8mmに対し、平成11年の調査時は日雨量最大36mm）、それによる河川周辺からの濁水（SS）流入の違いによるものと考えられます。

表 降雨時河川水質（電気伝導度）調査結果の正誤表

単位： $\mu\text{S}/\text{cm}$

調査地点	第1回												
	平成9年7月10日					平成9年7月11日							
	16:00	18:00	20:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	
誤	1	5.8	5.8	5.7	5.9	6.0	5.9	5.9	6.0	6.1	6.3	6.3	6.3
	2	37.1	39.6	37.8	38.2	38.8	33.8	24.8	35.0	34.6	28.2	38.3	35.2
	3	20.3	25.3	27.5	27.0	26.6	21.6	25.1	22.2	21.7	22.2	23.6	24.3
	4	341.0	316.0	315.0	338.0	275.0	326.0	282.0	293.0	253.0	254.0	302.0	295.0
	5	283.0	242.0	209.0	233.0	176.0	132.0	82.8	144.0	116.0	102.0	200.0	139.0
	6	225.0	221.0	234.0	198.0	189.0	156.0	129.0	93.6	104.0	110.0	116.0	150.0
	7	26.9	25.8	25.9	26.0	25.3	24.4	21.6	20.2	18.6	17.6	18.7	19.1
	8	72.2	65.9	92.9	76.6	102.0	95.6	86.5	55.3	40.1	38.5	34.7	37.2
正	1	58	58	57	59	60	59	59	60	61	63	63	63
	2	371	396	378	382	388	338	248	350	346	282	383	352
	3	203	253	275	270	266	216	251	222	217	222	236	243
	4	3410	3160	3150	3380	2750	3260	2820	2930	2530	2540	3020	2950
	5	2830	2420	2090	2330	1760	1320	828	1440	1160	1020	2000	1390
	6	2250	2210	2340	1980	1890	1560	1290	936	1040	1100	1160	1500
	7	269	258	259	260	253	244	216	202	186	176	187	191
	8	722	659	929	766	1020	956	865	553	401	385	347	372

意見の概要

(10) 大柵川が流入以前の(落合橋の上流部)測点7の重金属の値と、処分場よりの放流水放流点~谷地川に至るまでの各測点(4, 5, 6, 7)を比べると(大柵川は三面コンクリートの川なので底質の取れないポイントも有るので全地点ではないが)、明らかに処分場から出ているのが分かる。谷地川の水を使っている水田も多くあり。市では谷地川全体の重金属の底質調査をする必要がある。

(11) 浸出水処理水水質の調査結果について、人の健康の保護に関する環境基準に設けられている以下の項目と塩素イオン濃度、電気伝導率も記載して下さい。

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロベン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、以上。

事業者の見解

(10) 廃棄物の埋立に伴い発生する浸出水は、既存浸出水処理施設において、生物脱窒処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、及び滅菌処理を行い、重金属類を含む下水の排除基準項目については、いずれも基準値を十分に下回るよう適切に処理しています。さらに、本事業では、雨水や地下水は雨水調整池を経て大棚川に放流しますが、既存浸出水処理施設からの処理水は、河川放流せずに公共下水道に放流します。

既存清掃施設による環境影響については、今後とも対策協議会において協議していきたいと考えています。

(11) 浸出水処理水の水質については、下水道法に定められる排除基準項目のすべてを調査していますが、処理水を河川放流していることから、評価書案の資料編においては、東京都環境確保条例に基づく指定作業場に係る水質項目についての調査結果を記載しました。

しかし、本事業の実施に伴い発生する浸出水は、既存浸出水処理施設で適切に処理した後に公共下水道に放流することになることから、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンなどの下水の排除基準項目についても調査を行っています。その結果は表に示すとおりであり、いずれの項目についても基準値に比べ非常に低い結果となっています。

評価書では、浸出水処理水の放流先である下水道の排除基準と整合することを示すために、表に示す下水の排除基準項目についての調査結果を追加記載します。

表 浸出水処理水水質調査結果（下水排除基準項目）

単位：mg/l

	平成10年度	平成11年度	規制基準	排除基準
フェノール類	不検出	不検出	5	5
銅	不検出	不検出	3	3
亜鉛	0.02	0.04	5	5
溶解性鉄	不検出	0.1	10	10
溶解性マンガ	0.25	0.31	10	10
全カド	不検出	不検出	2	2
フッ素	0.4	0.3	15	15
ホドミ	不検出	不検出	0.1	0.1
シアン化合物	不検出	不検出	1	1
有機リン	不検出	不検出	1	1
鉛	不検出	不検出	1	0.1
六価カド	不検出	不検出	0.5	0.5
ヒ素	不検出	不検出	0.5	0.1
総水銀	不検出	不検出	0.005	0.005
揮発性水銀	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	0.003	0.003
ジクロロメタン	不検出	不検出	—	0.2
四塩化炭素	不検出	不検出	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	—	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	—	3
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	—	0.06
トリクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.3
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.1
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.4
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	—	0.02
チウラム	不検出	不検出	—	0.06
シマジン	不検出	不検出	—	0.03
チオベンカルブ	不検出	不検出	—	0.2
ベンゼン	不検出	不検出	—	0.1
セレン	不検出	不検出	—	0.1
その他				
塩素イオン濃度	1200	1100		—
電気伝導度 (mS/m)	440	400		—

注) 規制基準：東京都環境確保条例に基づく排水規制基準のうち、多摩川水域における排水量500m³/日未満のその他の指定作業場に対する基準値
排除基準：下水道法における特定事業所からの下水の排除の制限に係る水質の基準

事業者の見解

(10) 廃棄物の埋立に伴い発生する浸出水は、既存浸出水処理施設において、生物脱窒処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、及び滅菌処理を行い、重金属類を含む下水の排除基準項目については、いずれも基準値を十分に下回るよう適切に処理しています。さらに、本事業では、雨水や地下水は雨水調整池を経て大堀川に放流しますが、既存浸出水処理施設からの処理水は、河川放流せずに公共下水道に放流します。

既存清掃施設による環境影響については、今後とも対策協議会において協議していきたいと考えています。

(11) 浸出水処理水の水質については、下水道法に定められる排除基準項目のすべてを調査していますが、処理水を河川放流していることから、評価書案の資料編においては、東京都環境確保条例に基づく指定作業場に係る水質項目についての調査結果を記載しました。

しかし、本事業の実施に伴い発生する浸出水は、既存浸出水処理施設で適切に処理した後に公共下水道に放流することになることから、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンなどの下水の排除基準項目についても調査を行っています。その結果は表に示すとおりであり、いずれの項目についても基準値に比べ非常に低い結果となっています。

評価書では、浸出水処理水の放流先である下水道の排除基準と整合することを示すために、表に示す下水の排除基準項目についての調査結果を追加記載します。

表 浸出水処理水水質調査結果（下水排除基準項目）

単位：mg/l

	平成10年度	平成11年度	規制基準	排除基準
フェノール類	不検出	不検出	5	5
銅	不検出	不検出	3	3
亜鉛	0.02	0.04	5	5
溶解性鉄	不検出	0.1	10	10
溶解性マンガ	0.25	0.31	10	10
全加	不検出	不検出	2	2
フッ素	0.4	0.3	15	15
カリウム	不検出	不検出	0.1	0.1
シアン化合物	不検出	不検出	1	1
有機リン	不検出	不検出	1	1
鉛	不検出	不検出	1	0.1
六価加	不検出	不検出	0.5	0.5
ヒ素	不検出	不検出	0.5	0.1
総水銀	不検出	不検出	0.005	0.005
揮発水銀	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	0.003	0.003
ジクロロメタン	不検出	不検出	—	0.2
四塩化炭素	不検出	不検出	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	—	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	—	3
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	—	0.06
トリクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.3
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.1
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	—	0.4
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	—	0.02
チウラム	不検出	不検出	—	0.06
シマジン	不検出	不検出	—	0.03
チオベンカルブ	不検出	不検出	—	0.2
ベンゼン	不検出	不検出	—	0.1
セレン	不検出	不検出	—	0.1
その他				
塩素イオン濃度	1200	1100	—	—
電気伝導度 (mS/m)	440	400	—	—

注) 規制基準：東京都環境確保条例に基づく排水規制基準のうち、多摩川水域における排水量500m³/日未満のその他の指定作業場に対する基準値
排除基準：下水道法における特定事業所からの下水の排除の制限に係る水質の基準

意見の概要

(12) 281P表7.5-13(2)地下水の水質調査結果の所で、平成9年度は実数で記入し、平成12年度は不検出と記入してあるが、何で二通りの記入方法で記入しなくてはならなかったのか。統一した方が見易く自然だと思うが理由を知りたい。

また、表中の空らんが24ヶ所ある。どのような理由で未記入なのか。281P表7.5-13(2)地下水の水質調査結果の所で、アルキル水銀、PCB、ほう素、こんな重要な項目を未記入で提出するとは常識では理解出来ない。都は八王子市に再調査をする様に指導されたい。

(13) 281ページの表の地下水の水質調査結果を見ますと、アルキル水銀とPCBの欄が書かれておりません。人の健康にかかわる被害を生ずるおそれのある項目の中にアルキル水銀とPCBは入っています。ところが、なぜ抜けているのでしょうか。268ページにあります測定方法に関する表を見ましても、アルキル水銀もPCBも測定方法が載っております。なぜ検査しなかったのか、説明を求めたいところです。きっと悪い数字が出ているのではないかと、非常に心配しています。

(14) 電気伝導度などは非常に見にくいです。ミリジーメンスにしたり、マイクロジーメンスにしてみたり、これは非常に見誤ったりします。河川の水質の無降雨時、あるいは降雨時、これがミリジーメンスとマイクロジーメンスになっている。どうしてこんなことをするのか。測定方法はちゃんとJISの、①、②の13とか指定されているわけです。それで同じ方法で測定しているながら、何で二通りに書かなければいけないのか。

(15) 発生源の状況の所で、谷地川の汚れは家庭排水、病院、工場の汚水の放流が原因と述べているが、無機物質の汚れについては八王子市戸吹最終処分場よりの放流水（処理ズミ）が一番の汚れの原因となっている。

事業者の見解

(12) ~ (13) 25ページの見解に示したとおり、例えば「<0.001」と示しているのは、「定量下限値である0.001未満」であり、検出されなかったことを示しています。これは計量証明書の記載の違いによるものですが、評価書においては記載方法を統一し、定量下限値未満の結果はすべて「不検出」と記載します。

環境影響評価の現況調査を開始した時点での地下水調査は、水道法に基づく水道水の水質基準項目を対象に調査を行ったことから、アルキル水銀、PCB、ほう素については調査を行っていませんでした。その後、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が制定及び改正されたことから、平成12年の調査で、計画地下流域の状況を把握するための2箇所の観測井戸においては、アルキル水銀、PCB、ほう素を補足的に追加調査したものです。

(14) 水質の調査は、計量法に基づき登録された計量証明事業者が行っており、評価書案では、この計量証明事業者による計量証明書の記載（計量証明の付された調査結果）をとりまとめました。そのため、当初の現況調査とその後に行った補足調査では、この計量証明書における単位表示が一部異なっていたことなどから、電気伝導度の単位表記が統一されていない箇所がありますが、今後の事後調査やモニタリング調査においては、日本工業規格（JIS）に基づく電気伝導度の単位であるmS/mに統一して、調査結果を記載します。

(15) 既存浸出水処理施設の処理水の水質については、資料編では、東京都環境確保条例に基づく指定作業場に係る水質項目の調査結果を記載しています。その中から抜粋した無機系項目についての調査結果は下表に示すとおりであり、東京都環境確保条例に基づく排水規制基準を大きく下回っています。

表 浸出水処理水水質の調査結果（平均値）：資料編抜粋

項目	調査結果		規制基準 (*)
	平成10年度	平成11年度	
銅	<0.05	<0.05	3
亜鉛	0.02	0.04	5
溶解性鉄	<0.08	0.1	10
溶解性マンガ	0.25	0.31	10
全ケム	<0.03	<0.03	2
フッ素	0.4	0.3	15
ナトリウム	<0.001	<0.001	0.1
シアン化合物	<0.1	<0.1	1
鉛	<0.01	<0.01	1
六価ケム	<0.04	<0.04	0.5
ヒ素	<0.005	<0.005	0.5
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.005
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	0.003

注) *: 東京都公害防止条例に基づく排水規制基準（参考値）

意見の概要

(16) 「7.5水質汚濁」 「7.5.1現況調査」の河川水質のところ、以下のような測点表示の文字記号のあやまりが多い。

- ・ 270ページで合計6ヶ所、272ページで合計9ヶ所に測点表示に誤りがあり、「NO.」は不要で、只の数字のみで表示しなくてはならない。
- ・ 273～275ページの表の測点表示に同様の誤りがあり、「NO.」は不要で、只の数字のみで表示すべき。
- ・ 278ページの図において、測点表示に同様の誤りがあり、「NO.」は不要で、只の数字のみで表示すべき。
- ・ 資料編では、87～94ページの表の測点表示に誤りがあり、「NO.」は不要で、只の数字のみで表示すべき。

6.4 水文環境

意見の概要

(1) 339ページの水系図で、大棚川の上流に近いところの水系が等高線に対して斜めに引かれています。水系図というのは最大傾斜方向に書かれるべきものでして、この場合はむしろ下流に対して少し上昇している部分が見られます。

図7.7-11（尾根と斜面での被圧地下水位の水位変化量）で、被圧第二、第三帯水層というのがありますが、被圧第一帯水層はどこにあるのでしょうか。帯水層を通し番号で呼ぶならば、番号を頭を持ってくるべきです。また、不圧、被圧の違いが生ずるメカニズムの記述も必要です。

事業者の見解

(16) 評価書案においては、図と文章の記載が整合していない箇所がありました。評価書においては、これらを整合するよう訂正します。

事業者の見解

(1) 水系図は、主に現地踏査により確認した河道・沢筋を等高線図に図示しています。等高線に水系が斜めに描かれた箇所がありますが、作成図面印刷時のズレによるものです。今後の印刷等においては、校正などを十分行うよう努めます。

帯水層の表記についてですが、評価書案では、計画地付近に分布する帯水層を区別するため、便宜上、上方から順に第一帯水層、第二帯水層、及び第三帯水層とよび、それぞれ不圧状態の第一帯水層、被圧状態の第二帯水層、被圧状態の第三帯水層という意味で記載していましたが、誤解を招かないように、評価書においては、下図に示すとおり「第一帯水層(不圧)」、「第二帯水層(被圧)」、「第三帯水層(被圧)」と記載を変更します。また、不圧地下水・被圧地下水の定義・性質についても評価書で記載します。

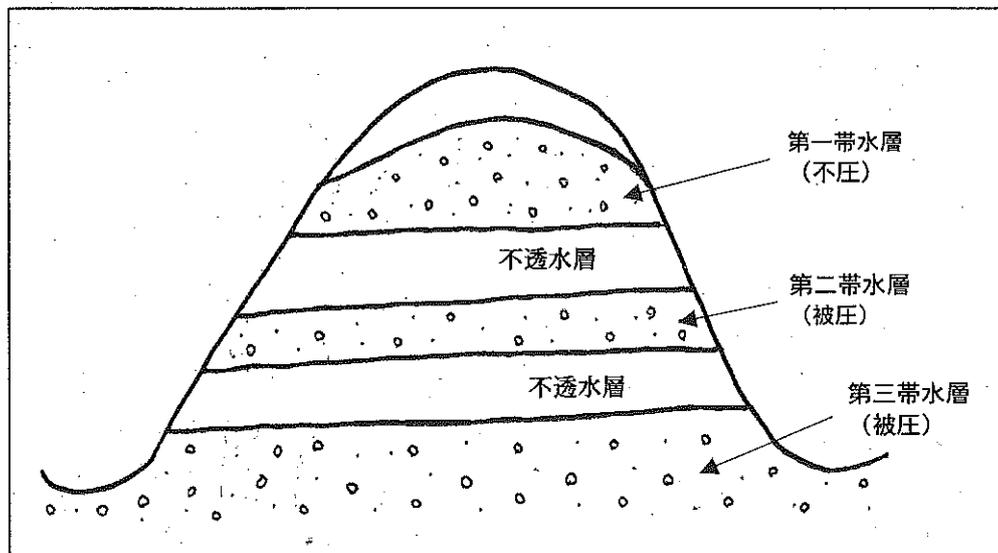


図 帯水層の区別

6.5 植物・動物

意見の概要

(1) 366ページ、植物種踏査ルートを見ますと、一見詳細に歩いたかに見えますが、中腹に空白部が目立ちます。リストに「尾根と谷底に種が多い」としていますが、踏査密度の違いが原因と思います。

(2) 389ページ、ウマノアシガタとキンボウゲの両者の分類学上、種としては不可分としていますが、学名にホルマブレニフロルスマキノがあるから、区別してキンボウゲとすべきです。さもないと、どこにでもあるウマノアシガタが注目種になってしまいます。

389、ハンノキは八王子では稀な植物ですから、注目種に含めてほしいと思います。

435ページ、サシバの存在を認めています、本州中部以西に生息するというのは矛盾です。

394ページと503ページの注目種の分布図で、計画地内の小さな円形の網目に凡例番号がないので、何の群落か不明です。

489ページ、図7.8-28のタイトルは植生図及び植生断面位置図とすべきで、単に断面位置図では、せっかくの色刷りの意味もなさず、内容を示していない不適切なタイトルです。

資料編175ページ、生育確認状況一覧の18ページ分は蛇足と言えます。すぐ前に全植物のリストがあるので、不必要です。樹木なら、全シーズンで確認できるはずのものを、確認できなかったことをみずから示した、まさにやぶ蛇と言えます。

資料編161ページと181ページ、ヤナギ科ヤマヤナギは関東には存在しません。天然分布は近畿以西、四国、九州です。ヤマネコヤナギの誤認と思われます。

事業者の見解

(1) 調査地域は、計画地及びその周辺地域としていますが、特に計画地の中の改変範囲を中心に踏査しています。改変範囲の外側における斜面部の調査では、部分的には踏査を行っていない空白箇所がありますが、調査範囲における各地形の代表的な場所を調査しているため、調査地域の生育種の確認、注目種の生育特性や生育パターンの把握は概ね十分であったと考えています。

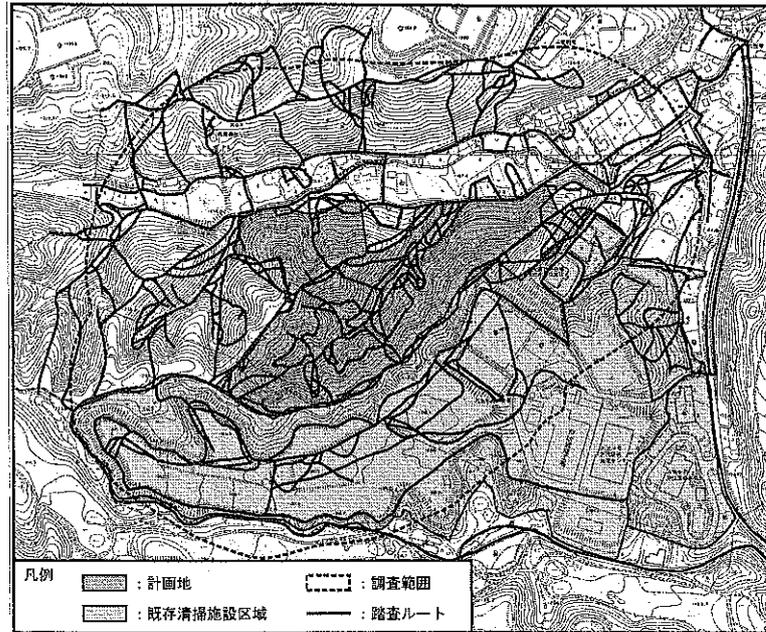


図 植物種（陸上植物）及び大型水生植物（水生生物）踏査ルート

(2) ウマノアシガタについては、今回確認されたのはキンボウゲ（八重咲き）のタイプではなく、普通に見られるウマノアシガタのタイプであるため、普通種として扱います。また、ハンノキについては、評価書案で採用した注目種の選定基準に該当しないため、注目種として扱っていません。

サシバに関する記載については不適切であったため、「日本には主に夏鳥として渡来し、本州、四国、九州の低地及び低山の林で繁殖する。」と記載を改めます。

資料編では、季節毎の生育種の確認状況を把握するために、生育種確認状況一覧表を記載していましたが、目録と重複する一覧表については削除します。

また、注目種の分布図における凡例番号の欠落、図タイトルの表記、資料編のヤマネコヤナギの表記誤りなどについては、評価書で訂正します。

6.6 ダイオキシン

意見の概要

(1) 浸出水処理水のダイオキシン類については、平成12年6月21日の1回のみ報告で判断すべきではないので、もっと測定日をたくさん設定して下さい。

土壌汚染について、計画地は、樹林地で土壌汚染の要因となる地歴はなく、平成9年の調査結果で土壌汚染は確認されていないとありますが、当該計画地は、昭和57年から操業し焼却残さを埋め立てている戸吹最終処分場に隣接していることから、計画地自体ではなく、焼却施設から汚染要因が考えられますので、環境影響評価項目として選定すべきです。調査のうえ、記載して下さい。

確認のため、「土壌環境基準」及び「処理基準」等の項目について調査したとありますが、ダイオキシン類の調査結果が記載されていないので、記載してください。

(2) 環境影響評価書案全般においてダイオキシン類についての調査が足りません。このたびの最終処分場は、ダイオキシン類が社会問題となる以前の昭和57年から操業している既存の処分場に隣接して建設されるものです。既存の処分場には焼却施設もあり、そこからの飛灰の問題と、埋め立て廃棄物にはダイオキシン類が含まれていたはずですが、現在は八王子市の焼却施設はダイオキシン対応がなされていると思いますが、全国各地の焼却施設周辺が汚染されている等の報道からも、本計画地が汚染されていることは当然推察されます。その毒性の強さを考えれば、十分な調査と対応について地域住民に丁寧な説明が求められます。

環境影響評価書案におけるダイオキシン類に関する測定結果の記述は、本編に、大気汚染に関する項目の中で本計画地とは離れたところにある東京都環境保全局の八王子市片倉町測定局の測定結果と、資料編に浸出水処理水水質のたった1日の調査結果だけです。人体への深刻な影響が指摘されている化学物質ダイオキシンの発生源は、その大部分が農薬と廃棄物焼却施設からの飛灰と焼却残渣と考えられます。現在の戸吹清掃工場においては、ダイオキシン対応がなされていると考えていますが、以前の焼却施設からはダイオキシン類の飛灰があったはずですが、気象観測結果の最多風向きは年間を通じ西北西に流れており、このたびの計画地にはほぼ向いています。つまり本計画地には飛灰による土壌汚染が考えられますが、この環境影響評価書案では、土壌については、計画地そのものに汚染要因がないとして調査項目にも入れられていません。大気と処理水水質調査にしても測定結果が記載されていますが、戸吹と片倉という離れた場所の東京都の資料や年間平均値を環境基準としているのに、平成12年6月21日の1日だけの八王子市の資料のみで環境影響の評価を行うということに疑問を感じます。

以上の理由から、ダイオキシン類について、土壌、大気、排出水の調査を、独自に適正な測定箇所と測定回数で行ってください。

事業者の見解

(1) ~ (2) 本事業では、53ページの見解に示すように、安全性に十分配慮したしゃ水構造を採用することにより、埋立廃棄物は周辺地盤や地下水と遮断することから、本事業での廃棄物の埋立に伴う水質汚濁や土壌汚染の影響が生じることはないと考えています。また、埋立物は破碎不燃物であり、ダイオキシン類が含まれる可能性のある焼却残灰の埋立は行わないことから現地調査は行っておらず、予測・評価の対象としていません。

しかし、評価書案においては、計画地周辺におけるダイオキシン類の状況を示すために、東京都の八王子市片倉測定局における大気質調査結果、及び既存浸出水処理施設の処理水の水質調査結果を記載しています。(下表参照)

なお、八王子市戸吹最終処分場や戸吹清掃工場については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の調査を行っています。本事業についても、浸出水処理水中のダイオキシン類の調査を行っていきます。

表 八王子市片倉測定局大気質調査結果 (ダイオキシン類)

単位: pg-TEQ/m³

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
八王子市片倉町	0.58	0.38	0.37

資料: 「東京都内大気中のダイオキシン類の調査結果」
(平成10~12年、東京都環境保全局)

表 浸出水処理水水質の調査結果 (ダイオキシン類)

調査日	ダイオキシン類	環境基準
平成12年6月21日	0.01 pg-TEQ/l	1 pg-TEQ/l以下 (年間平均値)

(八王子市資料による)

6.7 その他

6.7-1 記載方法

意見の概要

(1) 環境影響評価書案に、以下の記載の誤りがある。

1. P117図1-7 (主要河川位置図) の誤り

誤		正
山田川	→	南浅川
南浅川	→	城山川

城山川→こんなに太く画くべきでない小河川、名は未詳

2. P139表2-12 (地下水の水質測定結果)

地下水の水質測定結果は数値のみで単位が記載されていない。

3. P306、概要版P55地形の状況の5行目

いずれも同じように「計画地北側の戸吹最終処分場は」とあるが、これは南側の誤り。その他多くの誤りが見られる。正確な記載でなければならない。

(2) 94ページの表5.4-1で、仕切りがないために、その枠内で見ますとダブっている事項が出てきてしまう。

117ページの主要河川図において、山田川というのは実は南浅川です。それで、図で南浅川とあるのは城山川です。城山川の支流が大沢川になっております。図で城山川とあるのは小さな河川で、私はその名を知りません。山田川というのは実は八王子駅の東の方でもって浅川に合流する小河川です。市当局はコンサルの原稿をチェックする責任を感じてほしいと思います。

289ページの地図は単に予測地点となっていて、何の予測かは、前のページを見ないとわからないのは不親切です。正しくタイトルをつけてほしいです。ほかにも同様な不備が何カ所か見られます。

(3) 387ページ、下から6行目、「移出」とありますが、「逸出」が正しいのです。

(4) 概要版50ページのまとめの所と本編279ページのまとめの所では意味が違っている。

概要版 50ページ	強熱減量	化学的酸素要求量	カドミウム	鉛	砒素	ナシ	ナシ	総水銀
上記は全地点において環境基準を満たしていた。								
本編 279ページ	強熱減量	化学的酸素要求量	カドミウム	鉛	砒素	六価クロム	PCB	総水銀
上記以外の項目については全地点において検出限界以下であった。								

上記の様な違いがどうして起きたのか？

事業者の見解

(1) ~ (4) 主要河川図については、下表に示すように、評価書で訂正します。

その他、単位の無記載や、本編と概要版の記載の異なりなどのワープロ作業上の誤りや記載内容の誤りなどがありましたので、評価書において訂正します。

河川名称の正誤表

誤	正
山田川	南浅川
南浅川	城山川